

三重県CALS 電子納品運用マニュアル(案)平成24年4月の改訂点

「三重県CALS電子納品マニュアル(案)平成24年4月」(以下、「マニュアル(案)」)の主要な改訂点は以下のとおりです。なお、詳細については、別紙「新旧対象表」を参照してください。

1. 組織改正に伴う部名等の変更

組織改正に伴い、マニュアル(案)に記載されている部名等を以下のとおり変更しました。

農水商工部及び環境森林部	農林水産部
県土整備部営繕室	県土整備部営繕課
県土整備部公共事業運営室	県土整備部公共事業運営課

平成 24 年 4 月「三重県 CALS 電子納品運用マニュアル(案)」新旧対照表

ページ番号	新 (平成 24 年 4 月)	旧(平成 21 年 11 月)	改訂内容																						
P.1	<p>2)適用範囲及び制定・改訂</p> <p>三重県の電子納品は、国土交通省ほか各省庁が策定する要領・基準(案)等に準拠することを基本とし、本マニュアル(案)では三重県における適用方法と独自の要求事項を規定する。</p> <p>なお、県土整備部営繕室が所管する案件については本マニュアル(案)の適用は別途協議とする。</p> <p>：平成 15 年 3 月制定 ：平成 20 年 4 月改訂 ：平成 15 年 11 月改訂 ：平成 21 年 4 月改訂 ：平成 16 年 10 月改訂 ：平成 21 年 11 月改訂 ：平成 18 年 4 月改訂 ：平成 24 年 4 月改訂 ：平成 19 年 4 月改訂</p> <p>3)準拠すべき基準(案)等</p> <p>各部、庁、課が所管する事業は、下表の要領・基準(案)等に準拠することとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名等</th> <th>準拠すべき要領・基準(案)等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県土整備部</td> <td>国土交通省版に準拠する。</td> </tr> <tr> <td>県土整備部 営繕課</td> <td>国土交通省<大臣官房官庁営繕部>に準拠する。 ただし、デジタル写真管理については、国土交通省版に準拠する。</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>県土整備部に同じとする。 ただし、農林水産省農村振興局版については CAD 製図に関わる要領・基準(案)のみ準拠する。</td> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td>県土整備部に同じとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、現在策定されている電子納品要領・基準(案)等は次項のとおり。</p>	部名等	準拠すべき要領・基準(案)等	県土整備部	国土交通省版に準拠する。	県土整備部 営繕 課	国土交通省<大臣官房官庁営繕部>に準拠する。 ただし、デジタル写真管理については、国土交通省版に準拠する。	農林水産部	県土整備部に同じとする。 ただし、農林水産省農村振興局版については CAD 製図に関わる要領・基準(案)のみ準拠する。	企業庁	県土整備部に同じとする。	<p>2)適用範囲及び制定・改訂</p> <p>三重県の電子納品は、国土交通省ほか各省庁が策定する要領・基準(案)等に準拠することを基本とし、本マニュアル(案)では三重県における適用方法と独自の要求事項を規定する。</p> <p>なお、県土整備部営繕室が所管する案件については本マニュアル(案)の適用は別途協議とする。</p> <p>：平成 15 年 3 月制定 ：平成 19 年 4 月改訂 ：平成 15 年 11 月改訂 ：平成 20 年 4 月改訂 ：平成 16 年 10 月改訂 ：平成 21 年 4 月改訂 ：平成 18 年 4 月改訂 ：平成 21 年 11 月改訂</p> <p>3)準拠すべき基準(案)等</p> <p>各部、庁、室が所管する事業は、下表の要領・基準(案)等に準拠することとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名等</th> <th>準拠すべき要領・基準(案)等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県土整備部</td> <td>国土交通省版に準拠する。</td> </tr> <tr> <td>県土整備部 営繕室</td> <td>国土交通省<大臣官房官庁営繕部>に準拠する。 ただし、デジタル写真管理については、国土交通省版に準拠する。</td> </tr> <tr> <td>農水商工部</td> <td>県土整備部に同じとする。 ただし、農林水産省農村振興局版については CAD 製図に関わる要領・基準(案)のみ準拠する。</td> </tr> <tr> <td>環境森林部</td> <td>県土整備部に同じとする。</td> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td>県土整備部に同じとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、現在策定されている電子納品要領・基準(案)等は次項のとおり。</p>	部名等	準拠すべき要領・基準(案)等	県土整備部	国土交通省版に準拠する。	県土整備部 営繕 室	国土交通省<大臣官房官庁営繕部>に準拠する。 ただし、デジタル写真管理については、国土交通省版に準拠する。	農水商工部	県土整備部に同じとする。 ただし、農林水産省農村振興局版については CAD 製図に関わる要領・基準(案)のみ準拠する。	環境森林部	県土整備部に同じとする。	企業庁	県土整備部に同じとする。	<p>・平成 24 年 4 月改訂の追加</p> <p>・組織改正に伴う部名等の変更</p>
部名等	準拠すべき要領・基準(案)等																								
県土整備部	国土交通省版に準拠する。																								
県土整備部 営繕 課	国土交通省<大臣官房官庁営繕部>に準拠する。 ただし、デジタル写真管理については、国土交通省版に準拠する。																								
農林水産部	県土整備部に同じとする。 ただし、農林水産省農村振興局版については CAD 製図に関わる要領・基準(案)のみ準拠する。																								
企業庁	県土整備部に同じとする。																								
部名等	準拠すべき要領・基準(案)等																								
県土整備部	国土交通省版に準拠する。																								
県土整備部 営繕 室	国土交通省<大臣官房官庁営繕部>に準拠する。 ただし、デジタル写真管理については、国土交通省版に準拠する。																								
農水商工部	県土整備部に同じとする。 ただし、農林水産省農村振興局版については CAD 製図に関わる要領・基準(案)のみ準拠する。																								
環境森林部	県土整備部に同じとする。																								
企業庁	県土整備部に同じとする。																								
P19	<p>4)その他</p> <p>・電子媒体の副 1 部について、監督員は検査後、県土整備部公共事業運営課に送付する。</p>	<p>4)その他</p> <p>・電子媒体の副 1 部について、監督員は検査後、県土整備部公共事業運営室に送付する。</p>	<p>・組織改正に伴う部名等の変更</p>																						

平成 24 年 4 月「三重県 CALS 電子納品運用マニュアル(案)」新旧対照表

ページ番号	新 (平成 24 年 4 月)	旧(平成 21 年 11 月)	改訂内容
	<p>第 7 章 その他事項</p> <p>1. 問い合わせ先 当該マニュアル(案)に関する問い合わせ先を以下に示す。</p> <p>三重県県土整備部、農林水産部、企業庁が発注する業務 三重県県土整備部公共事業運営課 〒514 - 8570 三重県津市広明町 13 番地 TEL.059-224-2208 FAX.059-224-3290 Mail : cals@pref.mie.jp</p> <p>三重県県土整備部営繕課が発注する業務 三重県県土整備部営繕課 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地 TEL.059-224-2150 FAX.059-224-2111 Mail : eizen@pref.mie.jp</p>	<p>第 7 章 その他事項</p> <p>1. 問い合わせ先 当該マニュアル(案)に関する問い合わせ先を以下に示す。</p> <p>三重県環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁が発注する業務 三重県県土整備部公共事業運営室 〒514 - 8570 三重県津市広明町 13 番地 TEL.059-224-2208 FAX.059-224-3290 Mail : cals@pref.mie.jp</p> <p>三重県県土整備部営繕室が発注する業務 三重県県土整備部営繕室 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地 TEL.059-224-2150 FAX.059-224-2111 Mail : eizen@pref.mie.jp</p>	<p>・組織改正に伴う部名等の変更。</p>